

宮前三丁目会・防災会

会 則

2025年 5月11日 改正

第 1 章 総則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は宮前三丁目会と称し、事務所は会長宅に置く。

(会員)

第 2 条 本会は宮前三丁目地区内に居住し又は事業を営み、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(地域内区分)

第 3 条 本会は会務執行の円滑を図るため、会員の居住地域を細分して、それぞれを班とし、更に班を数組にわけらる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、行政並びに関係諸団体との協力・協調を進めつつ、福祉の増進、防犯、防火、防災などに努めることにより、安心して、健やかに暮らせる町づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦及び文化の向上。
(2) 福祉の増進及び衛生思想の普及。
(3) 防犯、防火、防災及び青少年・児童の健全育成。
(4) その他、必要と認める事項。

第 3 章 役員及び委員等

(種別)

第 6 条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長及び副部長
- (4) 監事 2 人

(選任方法)

- 第7条 役員は次の方法により選任する。
- (1) 会長及び監事は、総会において選出する。
 - (2) 副会長及び部長は会長の推薦とする。
 - (3) 副部長は部長の推薦とする。

(職務)

- 第8条 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表して会務を統轄する。
また、会議の際は議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に職務の遂行が出来ない事情が発生した場合には、その職務を代行する。
 - (3) 部長及び副部長は、担当会務を行う。
 - (4) 監事は会計を監査する。

(任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(班長)

- 第10条 本会に班長を置く。
- 2 班長は各班毎に1人とし、各班で選出する。
 - 3 班長は担当班の会員を代表し、副班長等との連絡などの会務を行う。
 - 4 班長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(副班長)

- 第11条 本会に副班長を置く。
- 2 副班長は、各班で選出する。
 - 3 副班長は班長を補佐し、組当番等との連絡などの会務を行う。
 - 4 副班長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(組当番)

- 第12条 本会に組当番を置く。
- 2 組当番は所属する組の会員が選出する。

- 3 組当番は組を代表し、所属する組の会員等との連絡などの会務を行う。
- 4 組当番の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

- 第13条 本会は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は本会の重要事項又は専門的事項について会長の諮問に応ずる。

第4章 会議

(種別)

- 第14条 本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とし、会長が招集する。
- ただし、会長が必要と認めたときは他の会議を開催することができる。

(総会)

- 第15条 定期総会は毎年1回、5月末日までに開催する。
- 2 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の4分の1以上の連署があったときに開催する。
 - 3 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告の承認。
 - (2) 収支予算及び収支決算の承認。
 - (3) 会則変更の承認。
- 総会において出席者の3分の2以上の賛成による。
- (4) その他、役員会において必要と認められた事項。

(役員会・運営委員会)

- 第16条 役員会及び運営委員会は、原則として、それぞれ隔月に開催する。
- ただし、会長が必要と認めたときは随時開催すること

ができる。

- 2 役員会は、会長、副会長、部長、副部長及び管掌委員で構成する。
- 3 役員会は、この会則に規定するもののほか次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること。
 - (2) その他、重要案件に関すること。
- 4 運営委員会は、役員及び班長、副班長で構成する。

次の事項を議決する。

 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項

(議決)

- 第17条 会議の事項は、この会則の別段の定めがないかぎり、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がきめる。
会則の変更は第15条3(3)による。

(議事録)

- 第18条 会長の指名を受けた者は、会議の要点を議事録として作成し、会長が署名のうえ、これを保存しなければならない。

第5章 部の組織

(種別)

- 第19条 本会は、次の6部を置く。
- (1) 総務部
 - (2) 経理部
 - (3) 厚生部
 - (4) 青少年育成部
 - (5) 防犯防火部

(6) 環境衛生部

(業務内容)

第20条

各部の主な業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 総務部は、庶務、企画、会議、募金、会員の慶弔及び他の部に属さない業務を行う。
- (2) 経理部は、予算、決算及び会計を行う。
- (3) 厚生部は、文化、福祉の向上につとめる。
- (4) 青少年育成部は、児童・青少年の健全育成等の業務を行う。
- (5) 防犯防火部は、防犯、防火、交通安全等を行う。なお、防犯、防火に関し防災会との連携を図る。【宮三パトロール隊】の活動を援助する。
- (6) 環境衛生部は、生活環境の改善、資源集団回収、及び衛生思想の普及等を行う。

第6章 会計

(収入)

第21条

本会の収入は、会費、その他の収入をもって充てる。

(支出)

第22条

通常の会務の支出は、担当する部長の決裁により支出する。

2

役員会、運営委員会の議決による特別な支出は、担当する部長又は副会長と会長承認により支出する。

(会費)

第23条

会費は年額600円とする。

年度内に退会した場合にも年会費の精算返却はしない。

(会計年度)

第24条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 防災会

(設置)

第 25 条 本会に防災会を設ける。

(目的)

第 26 条 防災会は住民の相互協力の理念に基づく、自主的防犯活動を行うことにより地震、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(役員)

第 27 条 防災会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 部長 4 人
- (4) 副部長
- (5) 会計 1 人
- (6) 監事 2 人

(選任方法及び任期)

第 28 条 役員を選出は、町会長の推薦とする。
2 役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。
なお、改選は町会役員と同時に行う。

附 則

- 1 本会の会務執行に必要なときに細則を定める。
- 2 本会即は、昭和 24 年度から施行する。
- 3 本会則は、平成 14 年(2002 年) 5 月 12 日改正、同日から施行する。
- 4 本会則は、平成 16 年(2004 年) 5 月 9 日改正、同日から施行する。
- 5 本会則は、平成 23 年(2011 年) 5 月 8 日改正、同日から施行する。
- 6 本会則は、平成 26 年(2014 年) 5 月 11 日改正、同日から施行する。
- 7 本会則は、令和 7 年(2025 年) 5 月 11 日改正、同日から施行する。